

の合意形成に資するものと位置付けています。会派については、別に規程で定められています。

(全員協議会)

第9条 議会は、市政及び議会に係る諸事項について自由に協議するため、全員協議会を設置する。

【解説】

第9条には、全員協議会について定めています。全員協議会とは、議会活動及び市政の重要案件に関する協議又は調整を行うために、議長が招集し、全議員により構成されるものです。

【解説】

第10条には、議長及び副議長について定めています。議長及び副議長は、議会の選挙により選ばれます。議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、議会の事務を統括し、議会を代表します。また、副議長は、議長がやむをえず議会に出席できないときに、議長に代わりその職務を行います。議長及び副議長は、笠岡市議会の代表であり、市民生活にも議会運営にも大きな影響力を持っています。その選出に当たっては、市民に対して透明性を確保しなければならぬことを定めます。

第3章 市民と議会との関係

(市民参加の促進)

第11条 議会は、市民の要望を的確に把握し、市政に反映させるものとする。
2 議会は、市民が市政に参画できる機会を確保するよう努めなければならない。
3 議会は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第109条、同法第109条の2及び第110条に規定する公聴会制度及び参考人制度を活用し、議会の活性化を図らなければならない。
4 議会は、請願及び陳情

を市民の政策提案として位置付けるとともに、その審議においては、提案者の意見を聴く機会を設けなければならない。
5 議会は、市民が傍聴しやすい日時に本会議を開くなど、市民が議会活動に参画できる機会の確保に努めるものとする。

【解説】

第11条には、市民参加の促進について定めています。議会は、市民の要望を的確に把握して市政に反映させようとしています。また、議会の行事だけではなく、市政の様々な場面に市民が参画できる機会を確保するよう努めることとしています。なお、第5項の「傍聴しやすいつ時」には、休日又は夜間を含みます。

※ 公聴会

委員会が、予算その他重要な議案、陳情等については、真に利害関係を有する者又は学識経験を有する者等から意見を聴くために開くことができるものです。

※ 参考人

委員会が、その調査又は審査のため必要があると認めるときに出頭を求め、これに応じて委員会に出頭してその意見を述べる者のことをいいます。

※ 請願

何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又

は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有します。(日本国憲法第16条)

(情報公開の推進)

第12条 議会は、議会に関する情報の公開を推進しなければならない。
2 議会は、保有する情報を議会広報紙、ホームページ及びケーブルテレビジョン等を利用し、積極的に公開するものとする。
3 議会は、定例会のほかすべての委員会及び全員協議会を原則公開とする。
4 議決責任の観点から、議案に対する議決の賛否は、原則として公表する。

【解説】

第12条には、情報公開の推進について定めています。議会は、保有する情報の一層の公開を図り、議会の諸活動を市民に説明する責務を全うするとともに、市民の的確な理解と批判の下にある公正で民主的な議会運営を目指しています。

具体的には、議会広報紙、ホームページ、ケーブルテレビジョン等を活用して、保有している情報を積極的に公開していくほか、創意工夫を凝らし、広報紙の内容等を絶えず充実させていくこととしています。

第3項では、法律により

公開が原則とされる本会議のほか、すべての委員会及び全員協議会を原則公開とすることを定めます。なお、会議を非公開とする例としては、議員又は市民の一身上の事件にかかわる審議を行う場合、公開することにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合などがあります。
第4項では、議決に対し責任を負うため、議案に対する議決の賛否を原則として公表することとしています。ただし、公表することにより、議員の意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合を除きます。

(議会報告会)

第13条 議会は、市民への報告と市民との意見交換の場として、議会報告会を定期的に行うものとする。
2 議会報告会に関することは、別に定める。

【解説】

第13条には、議会報告会について定めています。市民にとっての議会が何をしているのか、議会が何ができるのか、分りにくいところがあります。そこで、議会報告会を開催し、市民に知っていただくことが大切になります。議会報告会とは、議会の活動を市民に